

北海道有林野極印規則

昭和38年4月1日

規則第32号

改正	昭和55年3月27日規則第8号	平成元年3月31日規則第68号
	平成6年4月1日規則第58号	平成7年6月1日規則第41号
	平成9年4月30日規則第84号	平成14年4月1日規則第61号
	平成22年3月31日規則第45号	

北海道有林野極印規則をここに公布する。

北海道有林野極印規則

北海道有林野極印使用規則（昭和24年北海道規則第222号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道有林野の産物の売渡し、調査等を行う場合に打押する印（以下「極印」という。）の作製及び使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（極印の種類）

第2条 極印は、次の2種とする。

（1） 査極印

（2） 公極印

一部改正〔平成9年規則84号〕

（形式）

第3条 極印の形式は、別表のとおりとする。

（作製）

第4条 知事は、極印を作製し、これを総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」）に交付する。

一部改正〔平成6年規則58号・14年61号・22年45号〕

（査極印の使用）

第5条 査極印は、売渡し又は譲与すべき産物及び立木の調査又は産物のその他の調査若しくは検査の場合（知事が別に定める場合を除く。）に使用するものとし、その押印の箇所は、次の各号に掲げる区別により、それぞれ当該各号に定める箇所とする。

（1） 立木の調査

調査立木が、皆伐林分の立木の場合にあつては当該林分の外縁立木の胸高の箇所、その他の立木の場合にあつてはすべての立木の胸高の箇所

（2） 跡地検査

次条の規定により公極印を押印した立木の伐根の断面

（3） 誤盗伐木の調査

誤盗伐に係る立木の木口又はその見やすい側面及び伐根の断面

（4） 造材、搬出等による支障木の調査

支障木の木口又はその見やすい側面及び伐根の断面

（5） その他極印の押印を必要とする調査又は検査

前各号に準ずる箇所

一部改正〔昭和55年規則8号・平成14年61号〕

(公極印の使用)

第6条 公極印は、売渡し又は譲与に係る立木を引き渡す場合（知事が別に定める場合を除く。）に使用するものとする。

2 公極印の押印の箇所は、当該引渡しに係る立木が、皆伐林分の立木の場合にあつては当該林分の外縁立木の胸高の箇所、その他の立木の場合にあつてはすべての立木の根際とする。

一部改正〔昭和55年規則8号〕

(転倒木等への極印の使用)

第7条 第5条及び第6条の立木に係る規定は、転倒木、伐倒木、ざ折木、末木、根株又は林内に遺棄された素材の調査及びこれらの産物を売渡し、譲与等により引き渡す場合に準用する。

一部改正〔平成9年規則84号〕

(極印のまっ消)

第8条 既に押してある極印をまっ消する場合は、その極印の押してある箇所にかけて、既に押してある極印の肉色と異なる肉色の印肉を用いて、同種の極印を押印するものとする。

一部改正〔平成9年規則84号〕

(印肉)

第9条 極印に使用する印肉は、前条の場合を除き、誤盗伐木の調査の場合にあつては朱肉を、その他の場合にあつては黒肉を用いなければならない。

一部改正〔平成9年規則84号〕

(極印の管守)

第10条 極印は、丈夫な容器に納めてかぎをかけ、総合振興局長等の指定する者（以下「極印管理責任者」という。）が管守しなければならない。

一部改正〔平成6年規則58号・9年84号・14年61号・22年45号〕

(極印の使用者)

第11条 極印は、総合振興局長等の命を受けた職員でなければ使用することができない。

一部改正〔平成6年規則58号・9年84号・14年61号・22年45号〕

(帳簿の備付け)

第12条 総合振興局長等は、別記第1号様式の極印台帳及び別記第2号様式の極印授受簿を備え、極印台帳には印影、受払、損傷その他のてん末を、極印授受簿には使用の目的及び授受の経過を記載しなければならない。

一部改正〔平成6年規則58号・9年84号・14年61号・22年45号〕

(極印の返還)

第13条 極印を使用した者は、使用後速やかに当該極印をその極印管理責任者に返還しなければならない。

一部改正〔昭和55年規則8号・9年84号・14年61号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に改正前の北海道有林野極印使用規則により林務署において使用中の

極印は、第4条の規定により交付を受けた極印とみなす。

附 則（昭和55年3月27日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第58号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道有林野事業の財務に関する特例を定める規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道有林野事業の財務に関する特例を定める規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成7年6月1日規則第41号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月30日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第45号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（査極印）



（外径28ミリメートル）

（公極印）



（外径28ミリメートル）

一部改正〔昭和55年規則8号・平成9年84号〕

別記第1号様式

極 印 台 帳

極 印 番 号	第 号	
受入年月日及び番号	年 月 日 第 号	
払出年月日及び番号	年 月 日 第 号	
印 影		
(摘要)		
極 印 番 号	第 号	
受入年月日及び番号	年 月 日 第 号	
払出年月日及び番号	年 月 日 第 号	
印 影		
(摘要)		

別記第2号様式

極 印 授 受 簿

主 務 課 長		極 印 管 理 責 任 者		主 務 課 長		極 印 管 理 責 任 者	
受 領 印 影 及 び 受 領 者				返 還 印 影 及 び 返 還 者			
年 月 日		職 氏 名 印		年 月 日		職 氏 名 印	
使 用 目 的				使 用 経 過			
主 務 課 長		極 印 管 理 責 任 者		主 務 課 長		極 印 管 理 責 任 者	
受 領 印 影 及 び 受 領 者				返 還 印 影 及 び 返 還 者			
年 月 日		職 氏 名 印		年 月 日		職 氏 名 印	
使 用 目 的				使 用 経 過			